

一般財団法人宗像協会定款

第一章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人宗像協会（通称：宗像財団）と称する。その英文名を MUNAKATA FOUNDATION と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都調布市に置く。
2. 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。
3. 事務所は事務局を兼ねており、理事会の決議によって事務局長を置く。

(目的)

第3条 当法人は、国内外の女子教育と多様性の確保、マイノリティーの保護、貧困削減のための支援を行うことを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。
1. 国内外の個人や団体への支援活動
2. 国内外での啓発活動
3. 国内外で支援を募る募金活動
4. その他前各号に掲げる事業に付帯または関連する業務

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。

第二章 資産及び会計

第5条 当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価値は、次のとおりである。

1. 設立者 宗像 康子
現金 150,000,000 円

(基本財産)

第6条 前条第一号の財産は、300万円を基本財産とし、残りを第三条の目的事業を行うために不可欠な指定財産とし、善良な管理者の注意をもって管理を行う。第三条の目的事業以外の理由によりその一部を処分または担保に提供しようとするとき及び指定財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会において議決に加わることが出来る評議員の三分の二以上に当たる多数の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第7条 当法人の事業年度は、毎年7月1日から(翌年)6月30日までの年1期とする

(事業計画及び収支予算)

第8条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事のもとで事務局長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事のもとで事務局長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第一号及び第二号の書類についてはその内容を報告し、第三号から第五号までの書類については承認を受けなければならない。

1. 事業報告
2. 事業報告の附属明細書
3. 貸借対照表
4. 損益計算書(正味財産増減計算書)
5. 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2. 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第10条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

(解散時の残余財産)

第11条 当法人解散時は、残余財産を公益的な財団に全て贈与する。

第三章 評議員及び評議員会

第一節 評議員

(評議員)

第12条 当法人に評議員 3 名以上 6 名以内を置く。

(選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

(任期)

第14条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

第二節 評議員会

(権限)

第15条 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定する事項及びこの定款で定める事項に限り決議する。

(議長)

第16条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選定する。

(決議)

第17条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 評議員に対する報酬等の支給の基準の決定
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第18条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した評議員及び理事がこれに署名又は記名押印する。

(開催時期)

第19条 定時評議員会は事業年度終了後2カ月以内に開催するものとし、臨時評議員会は必要に応じて開催する。

(開催地)

第20条 評議会の開催地は都内に限定せず評議員の出席可能な場所とし、開催地への出張・宿泊費などは財団が支払いをする。

(報酬等)

第21条 評議員は無報酬とする。ただしその職務を行うにあたり、要する費用の支払いと1日1万円を超えない範囲で日当を支払うことができる。

第四章 役員及び理事会

第1節 役員

(役員)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名 監事 1名

2. 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任等)

第23条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2. 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(任期)

第24条 理事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(解任)

第25条 理事又は監事が次の一に該当するときは、評議員会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

1. 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。
2. 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬)

第26条 理事は無報酬とする。ただしその職務を行うにあたり、要する費用の支払いと1日1万円を超えない範囲で日当を支払うことが出来る。監事の報酬、その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、評議員会の決議によって定める。

第二節 理事会

(権限)

第27条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

1. 当法人の業務執行の決定
2. 理事の職務の執行の監督
3. 代表理事の選定及び解職

(招集)

- 第28条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれを招集する。
2. 理事会の招集通知は、会日の5日前までに各理事及び監事に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 3. 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手續を経ないで理事会を開催することができる。

(開催時期)

- 第29条 定時理事会は新年度を迎える7月と年度の間となる1月の2回とし、臨時の理事会は必要に応じて開催する。

(開催地)

- 第30条 理事会の開催地は国内に限定せず、年度に1回は海外にて開催することができる。開催地への出張・宿泊費については財団が負担する。

(議長)

- 第31条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

- 第32条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

- 第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

第五章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第34条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。
2. 当法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

(解散)

第35条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定めた事由によって解散する。

第六章 附則

(設立時評議員)

第36条 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 田中誠 穂満将徳 松浦由佳子

(設立時役員)

第37条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 田中真奈 田中和子 二階堂有子
設立時代表理事 田中真奈
設立時監事 納野知広

(最初の事業年度)

第38条 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から平成31年6月30日までとする。

(法令の準拠)

第39条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般財団法人宗像協会の設立のためこの定款を作成し、設立者が次に記名押印する。

平成31年1月25日

設立者 宗像 康子 印